

与那原町立学校給食センター調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

沖縄県与那原町教育委員会

1. 業務概要

(1) 業務名

与那原町立学校給食センター調理等業務委託（R7）

(2) 業務内容・目的

「与那原町立学校給食センター調理等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和10年7月末まで

※調理開始は、夏休み終了後（令和7年8月末）の給食から提供するものとする。

(4) 提案上限価格

200,693,486 円（消費税及び地方消費税含む）以内

（各年度内訳）

令和7年度 44,599,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

令和8年度 66,898,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

令和9年度 66,898,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

令和10年度 22,298,486 円（消費税及び地方消費税含む）以内

※引継ぎ費用については、現委託業者から変更になった場合のみとし、別途協議するものとする。

(5) 契約方法

随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

(6) 契約の締結

①提出された提案書及び見積額について、優先交渉権者と協議を行い、上限価格の範囲内で妥当と認められる場合、内容について合意のうえ、この者と随意契約の方法により締結する。

②締結後、受託者は契約内容を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。（守秘義務）

(7) その他

八重瀬町・与那原町学校給食センター(仮)の供用開始変更に伴い、契約延長等をする必要がある場合は、本契約を基準（金額・業務内容等）として協議を行うものとする。

2. 参加資格要件（以下、参加要件という。）

(1) 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

- (4) 与那原町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者
- (5) これまで小・中学校を対象とした学校給食の受託実績を有している者又は厚生労働省作成の「大量調理マニュアル」に定められた「同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を有している者。
- (6) 令和 7 年 1 月 1 日現在、県内において学校給食等の調理業務委託を 1 日あたり 5,000 食以上受託している者。
- (7) 過去 5 年間に食品衛生法の規定による営業停止処分をおこした者でない者。
- (8) 製造物責任（P L）法の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入している者。
- (9) 受託業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 契約締結時に上記（1）から（10）の要件を満たす業務履行保証人を確保できる者。

3. 参加資格喪失要件

- (1) 期限内に技術提案書類等が提出できなかったとき。
- (2) 提案等に虚偽の記載又は不正行為があったとき。
- (3) 提案書の作成要領に指定する作成様式及び書類作成上の留意事項に示された条件に適合していないとき。
- (4) その他提案にあたり著しく信義に反する行為等により、与那原町が失格と認めたとき。

4. 参加表明提出について

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式 1）
- ②参加資格チェックリスト（様式 2）
- ③参加要件（5）、（6）に規定する業務実績が分かる資料
※契約書及び仕様書の写し等（発注元名称、期間、規模、業務概要等の記載がある箇所）
- ④会社概要書（任意様式：A4 版 1 枚）※以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名
 - ・本社（支社、事務所）所在地
 - ・技術者数（本社、支社及び事務所）
 - ・営業種目
 - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書（国税及び地方税の納税を証明するもの）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年4月21日(月)午後5時まで

(4) 提出方法

直接、事務局まで持参。(郵送、FAX等不可)

(5) 参加資格確認結果通知及び技術提案提出要請通知

参加表明をした者に対して、参加資格確認結果通知を書面にて送付する。そのうち、参加要件を満たした者に対しては、技術提案提出要請通知も送付する。

送付予定日：令和7年4月24日(木)

5. 技術提案提出について

(1) 提出書類(下記の①～⑦をまとめて以下、「技術提案書等」という。)

①提案書提出届(様式第1号)

②見積書(様式第2号)

③引継ぎに係る参考見積書(任意様式：現委託業者が変更した場合のみ)

④業務経歴書(様式第3号)

⑤技術提案書(様式第4号)

⑥質問書(様式第5号)

⑦提案辞退届(様式第6号)

(2) 技術提案書(様式第4号)への記載事項

① 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案

② 調理業務実施体制に関する提案

③ 学校給食調理業務等の円滑な運営に関する提案

④ 衛生管理業務に関する提案

⑤ 危機管理体制に係る提案

⑥ その他独自の取り組みに関する提案

※見積書に含むこと

(3) 提出部数

正本1部、副本9部 合計10部

(4) 提出期限

令和7年5月12日(月)正午まで

(5) 提出方法

直接、事務局まで持参。(郵送、FAX等不可)

(6) 作成要領

①共通事項

- ・簡潔な文章で図や表を効果的に使用し、分かりやすく見やすいものを作成すること。
- ・複数枚になる場合は、書面下段右端にページ番号を記載すること。

- 用紙サイズは原則A4版とし、両面印刷不可。A3版の場合は、横折込みとすること。ただし、A3版はA4版2枚分と換算する。
- 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- 文字フォントやサイズについて制限しないが記載内容が明瞭な記載となるように工夫すること。
- 提出書類ごとに中表紙を入れインデックス表示をすること。

②各書類作成事項

提出書類	作成上の注意点
提案書提出届 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> • 企画提案書のページ数に含まない。
見積書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> • 提案上限価格内で見積ること。 • 提案した内容にかかる経費はすべて記載すること。 • 独自の取り組みに関する提案についても経費に含むこと。 • 項目ごとの内訳、単価等を記載する。 • 宛名は「与那原教育長」宛てとする。 • 見積額が契約額とはならない。
引継ぎに係る参考見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 現委託業者が変更した場合のみ
業務経歴書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> • 難解な表現は使用せず、平易な説明書きを主とした専門的知識を有しない者に対する配慮をすること。
技術提案書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> • A4版10枚以内で作成すること。 • 難解な表現は使用せず、平易な説明書きを主とした専門的知識を有しない者に対する配慮をすること。
質問書 (様式第5号)	
提案辞退届 (様式第6号)	

(6) 技術提案書等の取扱いについて

- ①提出された技術提案書等を受理した後の書類への加筆及び修正は原則認めない。
ただし、軽微な変更等（誤字・脱字等）については事務局との協議の上、判断するものとする。
- ②参加資格を有しない者が提出した技術提案書等は、無効とする
- ③技術提案書等の提案者名は情報公開の対象とする
- ④提出した技術提案書等の著作権は、その提出者に帰属する
- ⑤採用した技術提案書等の使用権は、与那原町に帰属する

6. 質問及び回答

(1) 質疑方法

本公募の内容に対する質問は、別紙「質問書」(様式第 5 号)を作成し、事務局担当者へ電子メールにて提出すること。

(2) 受付期限

令和7年4月28日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

回答は、令和7年4月30日(水)に、その時点で参加表明をした参加者事業者全員へ電子メールにて回答する。なお、回答後に参加表明をした参加事業者へは提案資格確認結果通知と併せて回答を共有する。

(4) 回答の取扱い

回答の内容については、本実施要領及び仕様書等の配布資料の追加又は修正として取り扱うものとする。

7. 審査方法

(1) 選定委員会について

企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者選定は「与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱(平成26年要綱第12号)」に基づき設置する与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定委員会(以下「委員会」という。)及び委員会事務局(以下「事務局」という。)において行う。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙「与那原町立学校給食センター調理等業務委託事業者選定基準」を参照すること。

(3) 一次審査(書類審査)

①提出のあった技術提案書等については、委員会で定めた基準に基づき技術提案書等の事前評価を事務局で行う。

②次の(ア)～(ウ)の項目により審査を行い、令和7年5月14日(水)までに結果通知を行う。

(ア) 業務フロー、スケジュール表、見積金額・・・・・・・・10点

(イ) 業務経歴・・・・・・・・10点

(ウ) 技術提案の内容・・・・・・・・10点

①審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

②一次審査の通過業者は15点以上(30点満点の6割)の上位3社までとする。

③一次審査に合格した業者に対しては、プレゼンテーションへの出席及び日時等について通知する。なお、不適合と判断した業者については、その旨を通知し、プレゼンテーションへの参加は認めない。

(4) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査通過者については、事前に書面にて一次審査通過の通知及び二次審査詳細通知を行う。

(5) 二次審査の順番について

二次審査の順番については、事務局にてくじ引きを行い決定する。

(6) 二次審査実施日

日時：令和7年5月19日（月）午後1時半～（予定）

※日時については、後日事務局より電子メールにて別途通知。

場所：審査会場

与那原町役場2F会議室

※持ち時間はプレゼンテーション20分+質疑応答10分を想定。

(7) 使用機材等

二次審査の実施に当たり使用する機材等は原則提案事業者で準備するものとする。ただし、以下機材は事務局で用意するものを使用する。

①大型モニター（HDMIケーブル付）

②マイク

③電源延長コード

※二次審査においては、パワーポイント等を使用したスクリーン投影によるプレゼンテーションとする。なお、プレゼンテーションの内容は、先に提出した技術提案書と同様の内容とする。

(8) 出席者について

①審査会場への入室は3名以内とする。

8. 審査結果

(1) 審査後、審査結果について書面にて通知する。なお、一次審査及び二次審査ともに審査は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受理しない。

①業務遂行能力及び技術提案の内容・・・配点30/100

②技術提案の内容・・・・・・・・・・・・配点70/100

(2) 審査の結果、評価点数の最高得点取得者を業務契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との委託契約の締結権を有するものとする。

(3) 次の場合は、次点交渉権者と交渉を行う。次点交渉権者には、事務局担当者より別途案内する。（次点交渉権者とは、優先交渉権者の次に評価点数が高かった者。）

- ・優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ・優先交渉権者との協議が不調となったとき。

9. 参加の辞退

(1) 参加表明後にやむを得ず参加を辞退する場合、又は技術提案書等を提出しなかった場合は、別紙「提案辞退届」（様式第6号）を提出すること。提出にあつ

ては以下の内容に留意すること。

- ・直接、事務局へ持参するものとし、二次審査3日前までに提出すること。
- ・辞退届提出後の再応募は認めない。

10. 留意事項

- (1) 本提案に係るすべての費用は、提案者負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された書類は、選定以外には使用しない。また、返却もしない。
- (4) 提出された書類は選定作業のため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 技術提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (6) 業務に必要な機器、媒体、事務用品等の調達、場所の保管、通信費等については、受注者の負担とする。

11. スケジュール一覧

	項目	日程
1	公募公告	令和7年4月14日(月)
2	参加表明書提出期限	令和7年4月21日(月)午後5時まで
3	参加資格確認結果通知	令和7年4月24日(木)
4	質問書提出期限	令和7年4月28日(月)午後5時まで
5	質問回答	令和7年4月30日(水)
6	提案書等提出期限	令和7年5月12日(月)正午まで
7	一次審査結果通知	令和7年5月14日(水)
8	プレゼンテーション	令和7年5月19日(月)午後1時30分
9	二次審査結果通知	令和7年5月26日(月)

12. 事務局・連絡先

与那原町字上与那原16番地 与那原町役場2F

学校教育課 (担当: 知花・大城)

TEL: 098-945-2361

メール: chibana.a@town.yonabaru.lg.jp